

**次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）**  
**「プラネタリーヘルスを担う博士人材育成のための学際的教育システムの構築」事業**  
**令和8年度募集要項 ※4月入学・進学者向け（一般枠）**

## 1 プログラムの目的等

### <プログラムの目的>

本プログラムは、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「次世代研究者挑戦的研究プログラム」により、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志ある博士後期課程学生への経済的支援を強化し、博士人材が幅広く活躍するため従来の枠にとらわれない多様なキャリアパスの整備を進めることにより、博士後期課程学生を様々なキャリアにおいて活躍できる博士人材へと導くことを目的とするものです。

### <事業の概要>

本学は、「プラネタリーヘルス（地球の健康）の実現」に貢献する教育研究拠点となることを第4期中期目標に掲げています。プラネタリーヘルスとは、地球環境問題、エネルギー開発・食糧水資源問題を筆頭に地球規模で生じている諸問題を解決するための人間の意識変容や行動変容を促すことです。その実現に向けて、既存の学問領域を超えた学際的な俯瞰的視野に立ち、世界的規模の課題に取り組むために大学院教育を強化するため、令和6年度に工学部、情報データ科学部、環境科学部、水産学部を基礎学部とする総合生産科学研究科を設置しました。

本事業は、同研究科において、特にブルーエコノミー、グリーンサイエンス、カーボンニュートラル分野の博士人材の輩出を目指し、研究奨励金及び研究費（以下「研究奨励金等」という。）を支給することにより、博士後期課程学生が主体的に自らの挑戦的・融合的研究に専念できる環境を整えます。また、博士人材に求められる力の中で特に重要な能力に対するトランスファラブルスキル認定書の授与や、研究科の多彩な科目群をシームレスに受講することや海外研修を行うことにより、学生自身の研究分野にとらわれない複数のバックグラウンドとグローバルな視点を涵養します。加えて、アントレプレナー能力養成科目を受講することにより、ベンチャー企業を起業する精神を養成します。さらに、文部科学省が推進しているジョブ型研究インターンシップを活用するとともに、成長著しいDX・GXや半導体関連分野の企業と連携した独自のジョブ特化型研究インターンシップ制度を構築し、博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備に取り組み、これらを全学的に共有・展開するものです。

## 2. 申請資格

本事業に申請できる者は、次の①から③までの要件の全てを満たす者としてします。

- ① 令和8年4月1日において、次に掲げるいずれかに該当する者（該当する見込みであるものを含む。）
  - (1) 大学院総合生産科学研究科博士後期課程に入学または進学し、同専攻1年次に在学する者
  - (2) 大学院総合生産科学研究科博士課程（5年一貫制）3年次（在学月数24ヶ月以上36ヶ月未満）に在学する者
- ② 本プログラムの目的を理解し、本事業で実施する内容に取り組むことができるとともに、優れた研究能力を有し、研究に専念することを確約できる者
- ③ 次のいずれにも該当していない者
  - (1) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（確定している者を含む。）

- (2) 国、民間団体等から生活費に係る十分な水準（年間 240 万円以上）の奨学金を得ている者
- (3) 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準（年間 240 万円以上）で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者
- (4) 国費外国人留学生制度による支援、あるいは本国からの奨学金等の支援を受ける留学生

### 3. 採用後の義務等

本事業採用者は、次の義務等を負います。

- (1) ブルーエコノミー、グリーンサイエンス又はカーボンニュートラル分野等、自身の研究に専念するとともに、高度な専門知識、研究推進力、突破力、プレゼンテーション力、コミュニケーション力、分野融合力、及びアントレプレナー能力の7つのトランスファラブルスキルの養成に努めること。
- (2) 特別学外研究（インターンシップ）科目の単位取得のため、原則として北米・欧州における主要大学または研究機関へ3か月以上留学すること。（国際共著論文執筆または共同研究に繋がるように、指導教員と共に留学先を決定すること。）
- (3) 起業に取り組める実践人材育成を目指した以下のアントレプレナーシップ科目のいずれかを履修し、1単位以上取得すること。
  - ・ イノベーション論
  - ・ グローバルアントレプレナーシップ論
  - ・ 組織マネジメント実践
  - ・ セルフマネジメント実践
  - ・ 大学発技術の事業化戦略～知を富へ～
- (4) 原則として英語テクニカルライティングセミナー及びキャリアセミナーに参加すること。
- (5) ジョブ型研究インターンシップ推進協議会が実施する「ジョブ型インターンシップ事業」のマッチング専用システムへ登録すること。
- (6) 年度毎に研究実施内容についての報告書を提出すること。
- (7) JST が実施するモニタリング調査へ協力すること。
- (8) 本事業による育成成果を評価するため、博士（後期）課程修了後から10年間、本学が実施するキャリアに関する追跡調査に協力すること。
- (9) 研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示すること。また、論文の Acknowledgment（謝辞）に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST SPRING, Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めること。論文投稿時も同様です。本事業の10桁の体系的番号は、「JPMJSP2172」です。  
論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。  
【英文】 This work was supported by JST SPRING, Japan Grant Number JPMJSP2172.  
【和文】 本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2172 の支援を受けたものです。

#### 4. 採用者の氏名公表

採用者については、総合生産科学研究科のホームページで氏名を公表します。

#### 5. 研究奨励金等の支給額及び支給方法

##### ① 研究奨励金：年額220万円

- ・研究に専念できるように生活費相当額として支給するもので、毎月18万3千円（各年度の支給開始月のみ18万7千円）を本人名義の通帳に振り込みます。
- ・在留資格が「留学」の留学生には、令和8年度に限り支給しますが（令和9年度以降は研究費のみ支援します）。

##### ② 研究費：年額50万円

- ・分野融合や挑戦的な研究の実施、海外派遣などを支援するものです。
- ・本学の会計規則等に沿って使用する経費であるため、指導教員が管理する予算として配分しますので、指導教員の助言等を仰ぎながら計画的に使用してください。
- ・使途については年度末の報告が必要です。なお、未使用額は翌年度に繰り越しが可能です。

※ 入学後に来日できていない外国人留学生は、来日してからの支給となります。また、研究奨励金については、渡航した月が支給開始月となります。

#### 6. 支給期間 原則3年間

※ 休学の場合は原則支給資格を喪失しますが、復学後に再開する等の取扱いをする場合があります。

#### 7. 採用予定人数 21人

※ 令和8年4月入学・進学者向けの本公募では16人、令和8年10月入学・進学者向けの公募では5人の採用を予定しています。

#### 8. 申請手続き等

① 申請期限 令和8年2月27日（金）15時まで ※郵送は必着有効

##### ② 申請方法

以下の申請書類を総合生産科学域事務部大学院系の窓口へ提出（土・日、祝日を除く。）してください。また、研究計画書（様式2）は、電子データも次のメールアドレス宛に提出してください。

メールアドレス：seisan\_daigakuin@ml.nagasaki-u.ac.jp

- (1) 給付希望届（様式1）
- (2) 研究計画書（様式2）
- (3) 自己評価書（様式3）
- (4) 指導（予定）教員が作成した推薦書（様式4）
- (5) 個人経済状況に関する申告書（様式5）

【個人情報の取扱い】

申請書類に記載されている個人情報は、選考以外には使用しません。

##### ③ 選考方法

提出された申請書類をもとに、審査委員会において以下の観点に基づき審査を行います。

<選考の観点>

- (1) 伝統的なフレームワークにとらわれず、柔軟で挑戦的かつ異分野を融合させた学際的研究内容であること。
- (2) 研究に関する自身の強み、グローバル視点に基づく地球規模の課題の解決あるいは国際的アカデミアや産業界で活躍する実力を培うために必要なこと及び目指す研究者像などを分析・認識し、その達成に向けた明確なビジョンを有していること。
- (3) 我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な研究者となる素質と意欲を有していること。

④ 選考スケジュール

- 2月27日(金) 15時 申請書締切
  - 3月上旬～中旬 書類審査
  - 3月下旬 採用者決定(ホームページにて発表)
- ※上記については予定であり、変更となる可能性があります。

9. 研究奨励金の受給による注意事項

- ① 研究奨励金は雑所得として課税対象となるため、所得税に関する確定申告が必要となります。(外国人留学生の場合は、租税条約等により取り扱いが異なる場合があります)
- ② 扶養義務者(親等)の社会保険(健康保険・年金)などの扶養に入っている方は、年間収入が一定の基準を超える場合、扶養から外れることがあります。その場合、受給者本人が国民健康保険及び国民年金に加入する手続きが必要となります。また、年間収入が税法上の扶養の基準額を超えると、扶養義務者の所得税関係の扶養から外れることとなりますので、扶養控除等申告書や扶養手当などについて、扶養義務者に勤務先での手続きを行うよう連絡をお願いします。
  - ※ 国民健康保険及び国民年金については、居住する市(区)役所又は町村役場の担当窓口にて手続き等を確認してください。

③ 受給制限について

- ・ 授業料に対する援助が目的の助成金(授業料免除等)については、重複受給が可能です。
- ・ 研究活動に支障がない範囲のTAやアルバイト、学会からの学術賞等の賞金(副賞としての「金券」を含む)、有償のインターンシップ等の報酬等の受取や外部研究費等を受けて研究を行うこと、国や地方公共団体、民間助成団体等の研究費への応募も可能です。
- ・ 給付型奨学金については、日本学生支援機構(JASSO)において併給を不可としている可能性がありますので、必ずJASSOに確認してください。また、令和5年度以降にJASSOの第一種奨学生として採用された学生については、「特に優れた業績による返還免除」の対象から外れます。詳細についてはJASSOのウェブページで確認してください。

10. 支給の取消

- ① 退学若しくは標準修業年限を超えたときは、支給を取り消します。
- ② 以下のいずれかに該当するときは、支給の取り消しを行います。
  - (1) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
  - (2) 学業の成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
  - (3) その他支給対象者として不適当と認められるとき。